## (別表) (第2関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率
	帰国者・接触者 外来等の開設者 等	医療用シェルター等(簡易診療室) 及び付帯する備品	当該年度に係る 帰国者・接触者外来等を運営するために必要な次の経費 簡易診療室として使用する医療用シェルター(但し堅固なフレームを有する者に限る)等及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和4年度以前から継続して借入をしているものに 限る	10/10以内
思有等人院医療機関設備等 整備事業	知事が新型コロ ナウイルス感染 症患者病床の 入れる病 保を く 機関の 開設者	人工呼吸器及び付帯する備品	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の 経費 人工呼吸器及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和4年度以前から継続して借入れをしているもの に限る	10/10以内
新型コロナウ イルス感染症 患者等入院医 療機関病床確 保事業	知ナ症入保療の療療(関かけ、大変のは、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変で	次により算出された額の合計額 ①稼働病床及び休止病床の確保料別添工(1)の該当認めた日数所成の方面の表別である。日数では、知事が必要とるのは、知事が必要とのでは、別に定めるのは、とは、というでは、これが、というでは、これが、というでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	当該年度に係る ①空床確保に要する経費 ②新型コロナウイルス感染症患者退院後の消毒費用	10/10以内
新型コロナウ イルス感染症 専用病棟等受	医療機関)指標機関)指標機関が指標のは大きな、国と定のは、国とに関いては、国のは、国のは、国のは、国のは、国のは、国のは、国のは、国のは、国のは、国の	次により算出された額の合計額  ○稼働病床及び休止病床の確保料 別添1(2)の該当する病床の 別添1(2)の該当する病床の上 限額×知事が必要と認めた日数 ただし、別に定める即応病床使用 率の基準等を該当する病床の上限額 ×知事が必令起と認めた日数 なお、今和5年1月1日から今和5年3月31日までの病床確保料表による。 別に定める基準病床及び休止病の確保料を別添3①から⑤までのいず	当該年度に係る空床確保に要する経費	10/10以内
保・派遣等支	医療従事者を派 遣する医療機関 等の開設者	別添4のとおり	当該年度に係る 派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医療従事者 の旅費・宿泊費等(賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険 料)、委託料) ※新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体 制の確保事業については、上記に加え、次の経費も対象とする 需用費(消耗品費、材料費、燃料費、食糧費)、役務費(通信 運搬費、手数料)、使用料及び賃借料	10/10以内
医療従事者宿 泊施設確保事	新型コロナウイ ルス感染症患者 を受け入れる医 療機関等の開設 者	・医療従事者宿泊施設確保経費 1室当たり 13,100円/日 1食当たり 1,500円 ※ただし、所要経費が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る 医療従事者の宿泊費、食糧費等	10/10以内

注 事業の目的、内容、留意事項等は、別に定める事業実施要領によるものとする。